



事務所だより 1月

2016(H28)



平成 28 年 (2016) 1 月

I 建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設

◆建設業法が改正により「解体工事業」が新設へ
建設業法の改正により、これまで「とび・土工工事業」の業種区分に含まれていた、「解体工事業」が分離独立することになり、解体工事のみを手がける専門業種として新設されることになりました。

「解体工事業」は 29 番目の業種区分として、平成 28 年 6 月に新たに追加されます。

◆「解体工事業」新設によるポイント

- ①現在のとび・土工工事業の許可業者は平成 31 年 6 月までは現許可で解体工事を請け負うことが可能。
- ②平成 31 年 7 月には解体工事業の許可が必要。
- ③現在のとび・土工工事業の技術者は平成 33 年 3 月までは解体工事の技術者とみなすことができる。
- ④平成 33 年 4 月からは、解体工事業の許可に当たっては、新設される技術者資格を有するものを技術者として配置する必要がある。
- ⑤経營業務の管理責任者は施行日前の「とび・土工工事業」による経營業務の管理責任者としての経験が「解体工事業」の経營業務の管理責任者の経験とみなされる。

解体工事業を営まれている会社にとっては、早めの準備をされることをお勧めいたします。登録解体工事業者の制度はそのまま残ります。こちらは、請負金額 500 万円未満の解体工事に限定しての適用で、工事を行う地域ごとに、管轄する都道府県の登録が必要になります。

建設業許可であれば、知事許可でも全国で仕事ができます。

II 職場環境を良くして人材獲得

◆「時間単位年休制度」

働きやすい職場環境の構築に役立つとされ、厚生労働省もその導入を推奨する「時間単位年休制度」。2010 年の法改正により、時間単位での有給休暇の取得が認められるようになりました。この制度を導入している企業は 10% ほどのようです。

なお、時間単位年休制度を導入するためには、①就業規則の変更②労使協定の締結が必要となります。

◆「短時間勤務制度」

3 歳に満たない子を養育する従業員については、従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければならないとされています。また、就業規則等に明記して制度化することが必要です。

必ず導入しなくてはならない制度であれば、それを有効に活用することも必要でしょう。

◆シフト等の工夫も

人材獲得の為に、制度を整えるほかにシフト等を工夫し、且つそうした働きやすさを求職者にわかりやすくアピールすることも有効ですが、導入の仕方には検討するべきポイントも多いようです。

人・物・金、一番集まりにくいのは「人」でしょうか。

III 「ストレスチェック」義務化と産業医

◆今年 12 月から義務化

改正労働安全衛生法で定められた「ストレスチェックの義務化」が、今年 12 月 1 日より施行されます。

労働者数 50 人以上の事業場では来年 11 月末までに、最低 1 回はストレスチェックを実施する必要があります。労働者数 50 人未満の事業場は当分の間、努力義務となっています。

このストレスチェック実施者は「医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者」である必要があります。

◆産業医の選任義務と届出

常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては産業医を選任しなくてはなりません。産業医の選任・変更の際には労働基準監督署に届ける必要があります。産業医を適正に選任していないなど、産業医制度が機能していないケースは非常に多く、今回のストレスチェック制度を機に見直しを図る企業が増えるものと思われます。

◆産業医制度自体の見直しも検討

尚、厚生労働省は産業医の位置づけや役割について見直す必要が出てきていることから、平成 27 年 9 月より、「産業医制度のあり方に関する検討会」を開催し、必要に応じて法令の改正も念頭に置いた検討を行っています。将来何らかの法改正が行われる可能性が高いと思われます。

病院など経営者が産業医になっている場合、問題があります。

1	金	元日	
2	土		
3	日	かるた始め式 八坂神社 075-561-6155	
4	月	蹴鞠はじめ 下鴨神社 075-781-0010 10月決算法人の確定申告 4月決算法人の中間報告	
5	火	新年競宴祭 上賀茂神社 075-781-0011	
6	水	小寒 京都府社会保険労務士会 無料相談	
7	木	七草粥の振る舞い 御香宮神社 075-611-0559	
8	金	十日ゑびす大祭 ゑびす神社 075-525-0005 1/8~1/12	
9	土	祇園のえべっさん 八坂神社 075-561-6155 1/9・1/10	
10	日		
11	月	成人の日	
12	火	源泉所得税の納付 京都府行政書士会 無料相談 左京区役所・中京区役所	
13	水	京都府社会保険労務士会 無料相談	
14	木	京都府行政書士会 無料相談 下京区役所	
15	金		
16	土	武射神事 上賀茂神社 075-781-0011	
17	日		
18	月	土用	
19	火	1級土木施工管理技術検定試験 合格発表 京都府行政書士会 無料相談 西京区役所・山科区役所	
20	水	源泉所得税の納期限の特例届出提出者の源泉所得税の納付 京都府社会保険労務士会 無料相談	
21	木	初弘法 東寺 075-691-3325 京都府行政書士会 無料相談 上京区役所	
22	金		
23	土		
24	日		
25	月	初天神 北野天満宮 075-461-0005	
26	火		
27	水	京都府社会保険労務士会 無料相談	
28	木	京都・観光文化検定 合格発表 京都府行政書士会 無料相談 伏見区役所・北区役所	
29	金		
30	土		
31	日		
1	月	11月決算法人の確定申告 5月決算法人の中間報告 源泉徴収票の交付 給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産に関する申告	

2016 年 (平成 28 年) 12 月 1 日作成「2016.1月号」